

# 市長室監査結果報告書

## 1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

## 2 監査実施の期間

令和4年4月14日から同年6月28日まで

## 3 監査の対象及び範囲

市長室の所管に属する令和3年4月1日から令和4年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

## 4 監査の主な着眼点（評価項目）

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

## 5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

## 6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

### (1) 予算の執行に関する事務

ア 専決規程によると、予備費充当は財務部長専決事項と規定されており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務

部財務課へ送付することとされているが、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キット購入に係る消耗品費の不足額への予備費充当について、課長までの決裁後、部長の決裁を受けずに財務部財務課へ送付し財務部長の決裁を受けていたので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(秘書課)

イ 専決規程によると、200万円以下の細目間流用は財務部財務課長専決事項と規定されており、事務処理については、各課等で起案し各部長まで決裁を受けた後、財務部財務課へ送付することとされているが、くらしの安全・安心カレンダー作成に係る業務委託料の不足額への細目間流用について、部長まで決裁を受けていたものの財務部財務課へ送付しなかったことにより財務部財務課長の決裁を受けていなかったもので、今後は、専決規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(危機管理課)

## (2) 支出に関する事務

非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、専門委員に対する報酬は、その月分を翌月15日までに支給すると規定されているが、横須賀市政策アドバイザー専門委員報酬について、令和3年5月分の報酬が同年6月18日に支給されていたので、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

(秘書課)